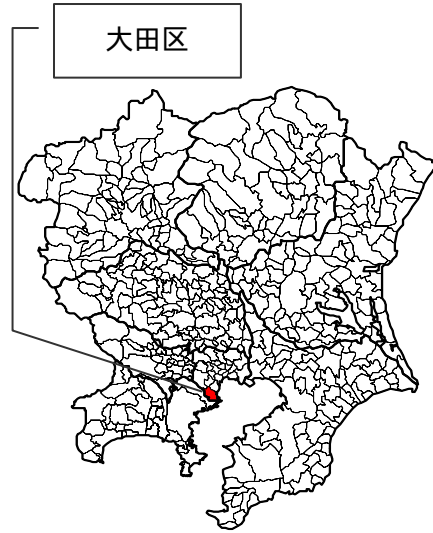


大田区福祉有償運送特区

都道府県名： 東京都

申請主体名： 大田区

区域の範囲： 東京都大田区の全域



特区の概要：

大田区では、17年6月に道路運送法第80条第1項による許可に必要な福祉有償運送に係る運営協議会を設置し、NPO等によるボランティア輸送を実施する予定である。区内には福祉車両だけではなく、セダン型車両によりボランティア輸送を希望している団体が複数あり、区としても移動制約者のニーズに対応するため、その必要性を感じていることから、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し、移動制約者の外出支援を図る。

適用される規制
の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用



障害者や高齢者が、地域社会の一員として生活し、ふれあいと協働の中でいきいきと活動できるように、一般車両（セダン型）による福祉有償運送の実現が求められています。